

岐阜県公報

第 五 百 七 十 五 号
令 和 七 年 三 月 二 十 五 日

(火曜日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知
指定納付受託者の指定

(森林保全課) 一三七
(旅券センター) 一三七

公 示

土地改良事業の工事の完了
土地改良区役員の退任及び就任

(農地整備課) 一三八
(可茂農林事務所) 一三八

告 示

岐阜県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字飯島字尾崎九九七の六四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

公 示

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
指定納付受託者の指定をした日	令和七年二月二十七日
指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	マイナポータルを経由する旅券発給申請においてクレジットカードを利用して納付する岐阜県の旅券発給手数料
指定納付受託者に歳入を納付させる期間	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	芋ヶ瀬池地区	令和六・三・八

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
湛水防除事業	逆川地区	令和六・二・六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
可児土地改良区	令和七・三・五	理事	大澤 正幸	可児市川合北二丁目 六五番地
		同	渡邊 治	可児市下恵土 九八一番地
		同	村瀬 則男	可児市土田 五四二七番地
		同	奥村 幸美	可児郡御嵩町伏見 一四六一番地
		同	大竹 金治	可児市今渡 一三六一番地
		同	佐橋 敏春	可児市土田 三九〇二番地
		同	小池 二三	可児市谷迫間 二〇四番地
		同	渡邊 正	可児市下恵土 七〇六番地
		監事	秋松 秀治	可児郡御嵩町伏見 七八三番地
		同	高木 美和	可児市羽崎 三三六番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
--------	-------	----	----	-----

令和七年三月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社